

令和8年度農業農村整備事業の広報動画制作業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和8年度農業農村整備事業の広報動画制作業務委託

2. 業務目的

農業農村整備事業の役割や重要性について広く県民等の理解促進を図るため、県内の事業実施地区（4か所）においてドローン等を活用した映像撮影を行い、1分以内のショート動画を計4本制作する。なお、制作した動画は、県農地局公式 YouTube チャンネルに投稿した上で、ホームページや SNS、イベント等で発信を行う。

3. 担当部局

茨城県農林水産部農地局農村計画課（水戸市笠原町978番6）

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年1月15日（金）まで

5. 業務内容

「農業の未来をつくる土地改良のショート動画（4本）」の作成

- (1) メインターゲットは、農業との関わりが少ない県民とし、土地改良事業の効果を視覚的に伝える内容の企画を立案すること。
- (2) 制作する動画は、1分以内のショート動画を計4本とする。
- (3) 動画内容は(1)を基本に、必要な事業内容・撮影対象等の情報については、発注者が可能な範囲で提供する。契約期間中に撮影できない映像についても同様とする。
- (4) 撮影場所は茨城県内とする。
- (5) ほ場の撮影には、ドローンによる上空撮影を必ず含めること。
- (6) 動画制作に必要な事前調整、準備、撮影、編集等の一連の作業を実施すること。
- (7) 撮影した動画・静止画は、発注者が求めた場合、随時提出すること。
- (8) 県ホームページ、県 SNS、YouTube 等で配信可能な形式に整えたデータを納品すること。
- (9) 事業実施前の写真は発注者が提供し、前後比較を行う構成とする。
- (10) 農地局オリジナルキャラクター「水田三ジューシー」を参考に、キャラクター4体を制作する。各キャラクターは今後の広報活動にも使用するため、PNG および JPEG 形式で納品すること。また、キャラクターは各地区を案内する役割として動画内に登場させる。
- (11) 各地区の撮影・編集が完了した動画については、4地区すべての完成を待たず、

完成したものから順次データ納品すること。納品形式は、YouTube への投稿を想定し、DVD に限らずデータでの納品（オンラインストレージ等）が可能であること。最終的には、4 本すべての動画データとキャラクターデータを整えたうえで、仕様書に定める提出方法に従って納品すること。

6. 実績報告

受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書（発注者が様式を用意する）、動画一式及びキャラクターのデータを記録した DVD（正副 2 部）を添えて発注者に提出すること。

7. 制作物件の権利の帰属

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 動画制作に活用する BGM やイラストなどの素材については、著作権を確認し使用が可能なもののみ活用すること。
- (3) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

8. その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は発注者と受託者双方で協議のうえ決定する。